

伝染性の病気の登校制限についての
規則が昨年から変わりました



学校で予防すべき伝染病

一・第一種の伝染病…なおるまで

出席停止
エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス

現在日本にはほとんどありません。
二・第二種の伝染病…病気毎に
医師が伝染のおそれがないとすれば
この限りではない。

インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎(おたふくか)、結核

三・第三種の伝染病…医師が伝染のおそれがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎

四・その他の伝染病…条件によつては出席停止が考えられるもの

(八)結核

症状により伝染のおそれがないと認められるまで。

(十九)腸管出血性大腸菌感染症

(O・157など)
医師により伝染のおそれがないと認められるまで

(十)流行性角結膜炎(はやり目)
医師により伝染のおそれがないと認められるまで

(十一)流行性咽頭炎(はやり目)
医師により伝染のおそれがないと認められるまで

(十七)マイコプラスマ
全身状態が良ければ登校可
(十八)流行性嘔吐下痢症
症状回復後、全身状態良ければ登校可

(十九)マイコプラスマ
全身状態が良ければ登校可
(二十)流行性角結膜炎(はやり目)
医師により伝染のおそれがないと認められるまで

(二十一)流行性咽頭炎(はやり目)
医師により伝染のおそれがないと認められるまで

(二十二)流行性耳下腺炎(おたふくか)
耳下腺の腫脹が消失するまで。

(二十三)水痘(みずぼうそう)
すべての発疹が痂皮化(黒くなる)まで

(二十四)ウイルス性肝炎
本人の状態がよければ登校可

(二十五)伝染性紅斑(りんご病)
全身状態良ければ登校可

(二十六)ヘルパンギーナ
全身状態良ければ登校可

みなさんの質問や投稿を
お待ちしております。

★受付けありがとうございました
印初めには必ず保険証を

受付けにお出し下さい。
診察券は毎回お持ち下さい。

①アタマジハミ
学校での処置、一斉に駆除

②水いぼ(伝染性軟疣(属)腫)

水泳でビート板、浮き輪の共用は

しない

③伝染性膿瘍(とびひ)
集団の場では病巣を有効な方法で

覆う。

プール、入浴はさける。

受診の時は、健康手帳をお持ち下さい。



7月・8月の休診日

(日曜・祭日)

水曜・土曜・第一火曜午後)

8月14日(月)～
8月16日(水)盆休
休 診